

一般競争入札のお知らせ

令和6年度におけるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ広報誌「シャイン!!」折込配布業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、お知らせします。

令和6年8月19日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会
会長 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 案件名：令和6年度わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ広報誌「シャイン!!」
折込配布業務
総価契約/総額取り
- (2) 業務の内容等：仕様書のとおり
- (3) 納入期限：仕様書のとおり
- (4) 引渡場所：仕様書のとおり

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(昭和57年滋賀県告示第142号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所等で資格審査の申請を行うこと。所定の日までに資格を得られなかった場合は、この入札に参加することができない。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは会計管理局管理課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL 077-528-4314

- (5) 競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

ア 営業種目

大分類：02 役務 中分類：14 広告

イ 地域要件

- ・ 県内事業者 本店のみ、営業所（委任先のみ）、営業所（すべて）
 - 大津（大津市）
 - 南部（草津市、守山市、栗東市、野洲市）
 - 甲賀（甲賀市、湖南市）
 - 東近江（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）
 - 湖東（彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町、豊郷町）
 - 湖北（長浜市、米原市）
 - 高島（高島市）

・ 準県内事業者

大津（大津市）
南部（草津市、守山市、栗東市、野洲市）
甲賀（甲賀市、湖南市）
東近江（近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町）
湖東（彦根市、愛荘町、甲良町、多賀町、豊郷町）
湖北（長浜市、米原市）
高島（高島市）

3 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札説明会の日時および場所：行わない。
(2) 入札書の受領期限：令和6年9月2日（月） 12時00分
(3) 開札の日時および場所：令和6年9月2日（月） 14時00分
滋賀県大津合同庁舎3階 入札室
〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号

4 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法、同法施行令、滋賀県財務規則および滋賀県物品の買入れ等の一般競争入札執行要領の規定によるものとする。
(2) 入札書および入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
(3) 入札者またはその代理人は、3(2)に示す期日に、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による入札書を提出しなければならない。代理人が入札する場合にあっては、入札書と同時に入札権限に関する委任状（様式2）を提出しなければならない。なお、封筒の表に「入札書」と朱書し、件名を併記すること。また、郵送により提出する場合は、簡易書留郵便で下記の宛先まで送付しなければならない。

ア 入札金額（内訳含む）

イ 入札者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称または商号および代表者の氏名）および押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）

ウ 代理人が入札する場合は、委任状を添えた上で、当該代理人の氏名および押印
【郵送の場合】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局 広報・県民運動室
（滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局内）

〒520-0807 大津市松本一丁目2番1号 滋賀県大津合同庁舎5階

TEL：077-528-3329、FAX：077-528-4836

電子メール：kokusyo-koho@pref.shiga.lg.jp

- (4) 郵便等による入札の場合、入札書に記載する入札日は、公告日から（再度の入札以降は前回入札の開札日から）入札書受領期限までの日付を記入すること。
(5) 入札者またはその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合（入札金額の訂正を除く。）は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
(6) 入札参加者またはその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

- (7)入札者またはその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告において要求される事項を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (8)入札執行者は、入札者またはその代理人が相連合し、または不穩の挙動をする等の場合で入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期し、またはこれを取止めることがある。
- (9)入札者またはその代理人の入札金額は、折込配布業務に要する価格のほか、輸送費、保険料、関税等納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者またはその代理人は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (10)入札者またはその代理人は、契約条件を別添契約書(案)に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。
- (11)資格審査が開札日時までに終了しないときまたは資格を有すると認められなかったときは、入札者またはその代理人に対して速やかにその理由を付して文書またはその他の方法により通知が行われる。
- (12)開札は、入札者またはその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札者またはその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (13)開札または再度の入札を行う室(以下「執行室」という。)には、入札者またはその代理人ならびに入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)および(12)の立ち会い職員以外の者は入室することができない。
- (14)入札者またはその代理人は、開札時刻後においては、当該執行室に入室することができない。
- (15)入札者またはその代理人等は、当該執行室に入室しようとするときは入札関係職員に身分証明書を提示しまたはその写しを提示しなければならない。
- (16)入札者またはその代理人は、開札中または再度の入札中において特に止むを得ない事情があると認められる場合のほか、当該執行室を退室することはできない。
- (17)開札中または再度の入札中において、次の各号の一に該当する者は当該執行室から退場させる。

- ア 当該執行室へ出入りした者
- イ 私語、放言等をした者
- ウ 酒気を帯びて当該執行室へ入室した者
- エ 公正な競争の執行を妨げ、または妨げようとした者
- オ その他入札執行者が特に指示した事項を遵守しない者

- (18)入札者またはその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者またはその代理人となることができない。

5 保証金

入札保証金および契約保証金については、免除する。

6 契約書の作成の要否
要。

7 支払条件

- (1)前金払 行わない。
- (2)部分払 行わない。

8 同等品による入札の可否

同等品申請 否：同等品は認めない。

9 質問および回答の方法等

(1)質問方法

質問票（様式は任意）に質問内容を記入し、電子メールまたはFAXにより、4（3）に示す場所へ提出すること。なお、質問票を提出した場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

(2)質問期限

令和6年8月23日（金）12時00分

(3)回答方法

質問票の提出のあった者へ電子メールまたはFAXで回答するとともに、下記に質問および回答の内容を掲載する。

<https://shiga-sports2025.jp/bidding>

(4)回答期日

令和6年8月27日（火）を目途に回答する。

10 落札者の決定

- (1)わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会事務局が認めた入札参加者であって、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2)落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。
- (3)落札者となるべき同価の入札者が2人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
- (4)落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

11 再度入札

(1)各参加者の入札のうち予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。この場合において、入札者またはその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては速やかに別に定める日時において入札をする。なお、別に定める日時に再度の入札を行う場合に参加できる者は、当初の入札に参加した入札者またはその代理人に限るものとする。

- (2)失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3)再度の入札に付して落札者がいない場合は、随意契約の協議に移行することがある。

12 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1)滋賀県財務規則第 199 条の規定に該当する入札
- (2)虚偽の申請を行った者のした入札
- (3)鉛筆その他訂正が容易な筆記用具により記載された入札
- (4)滋賀県物品関係入札参加基準に係る入札参加停止基準に係る入札参加の措置期間中の者のした入札

13 その他

- (1)入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。
- (2)入札参加者またはその代理人が本入札に関して要した費用については、全て当該入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (3)天変地異その他やむを得ない理由があるときまたは入札執行者が入札の公正な執行に支障があると認めた場合は、これを延期し、または取りやめる。この場合における損害は、入札参加者またはその代理人が負担するものとする。
- (4)その他本件執行については、地方自治法、地方自治法施行令および滋賀県財務規則ならびに滋賀県物品買入れ等の入札執行要領にさだめるところによる。
- (5)不当介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに執行者に報告するものとする。
- (6)その他入札執行者が指示する事項を遵守すること。